

MSDSの提供とMSDSに関するアンケート協力のお願い

関係者各位

平成 12 年 12 月 19 日に、厚生労働省から「国民の健康確保のための今後の化学物質安全対策行政の課題について」報告が公表されました。この報告では、15 のテーマ（課題）が挙げられています。例えば(1) 情報開示とリスクコミュニケーション、(2) 化学物質暴露による弱者（小児、妊婦、高齢者等）リスク評価と予防原則導入の検討、(3)一般消費者等による化学物質安全対策評価制度の導入、(4)一般消費者を対象とした「ラベル内容認識試験」ガイドラインの実施、(5)家庭用品放散量健康基準の設定、(6)未規制製品の自主基準強化指導と自主安全性確認制度の支援などの課題が挙げられています。これらの課題を実施するための検討を行う会として、法律家、市民団体、試験機関などを代表する人たちを中心にして、平成 13 年 2 月「化学物質安全対策に関する NPO 団体等との意見交換会」が発足しました。平成 14 年 3 月、厚生労働省化学物質安全対策室は、その会での検討成果を「化学物質安全対策に関する NPO 団体等との意見交換会報告書」として報告しました。検討会報告には家庭用品に使用されている化学物質の「表示が分かりにくい」、「化学物質の表示がない」等の問題点が指摘されています。メーカー・事業者に対しても、一般消費者が正しく理解できる化学物質情報の製品表示が求められています。

そこで平成 14 年度から厚生労働科学研究「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」（主任研究者：吉岡敏治日本中毒情報センター理事）が始まりました。この研究の目的は、家庭用品に含まれる化学物質に起因する健康被害について、発生状況、原因製品－原因化学物質の関連性等を明らかにするとともに、製品表示内容を評価するシステムと、製品表示作成手順を含むシステムを開発することです。製品表示作成者にとって有用な製品表示の作成が容易になり、消費者には製品表示が判断材料として利用価値の高いものとなります。

我々は、アレルギー性接触皮膚炎などの慢性的な健康障害を中心に製品表示の評価に関する分担研究を行うことになりました。対象とする家庭用品としては、家庭用ゴム・プラスチック製品、繊維製品、抗菌製品等を考えています。一方先に、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品の成分や性質、取り扱い方を知っておく必要があるために化学物質等安全データシート（MSDS）制度が発足しています。MSDS の内容を充実することが、労働者の安全につながり、会社の信頼にも役立つものと考えます。さらに、MSDS の内容が消費者のわかりやすい形で製品表示に反映されれば、消費者の安全にもつながります。MSDS の記載内容を製品表示内容として生かせる表示作成指針が必要です。研究としては、まず、MSDS 記載内容と製品表示内容の現状を調べる予定です。そこで、貴社製品の MSDS 及び貴社が MSDS を取り交わしている会社の製品の MSDS をお知らせ

頂きたいと存じます（MSDS を提供して頂きたい）。また、貴社での MSDS の取り扱い方についてもお答え下さい。企業にも「情報開示とリスクコミュニケーション」が求められています。最終購入者である消費者への情報開示が求められることもあると思います。安全な商品を出すためにも、よろしくご協力の程お願いいたします。

2002年11月

鹿庭正昭（かにわまさあき） 国立医薬品食品衛生研究所療品部第二室

158-8501 東京都世田谷区上用賀1-18-1

TEL 03-3700-9243: FAX 03-3707-6950: E-mail kaniwa@nihs.go.jp

中島晴信（なかしまはるのぶ） 大阪府立公衆衛生研究所労働衛生部

537-0025 大阪市東成区中道1-3-69

TEL 06-6972-1321: FAX 06-6972-2393: E-mail hrnakaji@iph.pref.osaka.jp

【参考資料】

1) 化学物質安全性データシート (Material Safety Data Sheets, MSDS)

化学物質の管理をきちんとしていくためには、事業者が自分の取り扱っている化学物質やそれを含む製品に関して、その成分や性質、取扱い方法を知っておく必要があります。化学物質安全性データシート (MSDS) とは、事業者が化学物質や製品を他の事業者に出荷する際に、その相手方に対して、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法) では、政令で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びこれらを含む一定の製品について、この MSDS を提供することが義務化されました。

2) JIS : 2000年版、JIS Z 7250: 2000 「化学物質等安全データシート(MSDS)－第1部：内容及び項目の順序」

| | |
|---------------|-------------|
| 1 化学物質等及び会社情報 | 9 物理的及び化学性質 |
| 2 組成、成分情報 | 10 安定性及び反応性 |
| 3 危険有害性の要約 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱い及び保管状の注意 | 15 適用法令 |
| 8 暴露防止及び保護措置 | 16 その他の情報 |

【アンケート】

以下のアンケート項目について、できるだけ具体的にお答え下さい。

1) 業種： 化成品メーカー、中間素材メーカー、最終製品メーカー

2) MSDS の取り扱いについて

① 原材料として使用される化学物質、化学製品の入荷先から MSDS の提供を受けているか。——／ファイルしているだけ／活用している

② 化学物質、化学製品の出荷先へ MSDS を提供しているか。

③ 消費者、NPO、行政機関からの問い合わせに対して MSDS を提供しているか。

3) MSDS の内容について : JIS Z 7250: 2000 (参考資料2) 参照

① 化学物質(原材料、配合成分)情報について具体的に記載されているか。:商品名、化学名、CAS No.、その他 ()

② 有害性情報について具体的に記載されているか。:急性経口毒性(LD50 値)、皮膚腐食性、皮膚刺激性、皮膚感作性、変異原性、その他 ()

④ 注意事項として、実際に発生したヒトでの事故・健康被害情報が記載されているか。

- ⑤ 最終製品の用途を考慮した、暴露評価、事故・健康被害に関するリスク評価を行い、その結果を取り扱い上の注意事項として MSDS に記載しているか。
- ⑥ リスクコミュニケーションを促進する一環として、製品表示を消費者にもわかりやすいものにするために、MSDS の記載内容を具体的で、分かりやすいものにするための工夫をどのようにしているか。

4) その他にも意見がありましたら記入下さい。記入事項が多い場合には別紙（アンケート用紙の裏側）にもご記入お願ひいたします。

アンケートへご協力いただき、どうもありがとうございました。アンケート用紙と MSDS は、同封の封筒（中島晴信宛）に入れて返送願います。今回のアンケートとご提供いただきました MSDS 情報から得られた結果をもとに、製品の安全性評価、製品表示、化学物質等安全データシートなどについて、実際に役に立つ内容になるように見直しを実施し、より安全性の高い市販製品づくりを推進して、健康被害の発生防止が実現できるように取り組んでいきたいと考えます。今後とも、ご協力をお願い致します。なお、今回のアンケートについての質問だけでなく、関連資料がほしい場合などにも、鹿庭または中島までお問い合わせいただければ幸いです。

平成14年度厚生労働科学研究費補助金(食品・化学物質安全総合研究事業)

「家庭用品における製品表示と理解度との関連及び
誤使用・被害事故との関連の検証に関する研究」

研究報告書

発行日 平成15年4月

発行者 主任研究者 吉岡敏治 [(財)日本中毒情報センター常務理事、
大阪府立病院救急診療科部長]

発行所 つくば市天久保1-2 つくば総合健診センター内
財団法人 日本中毒情報センター(理事長 杉本侃)
電話番号 029-856-3566
